

公益財団法人 谷川熱技術振興基金
令和2年度 助成研究実施者募集要綱

1.助成対象研究

工業炉・燃焼装置などおよびこれに関連する装置・部品・材料などの熱技術および生産技術に関する次の基礎研究ならびにその実用化研究

- ① 燃焼技術
- ② エネルギーおよび熱利用技術
- ③ 環境保全および省エネルギー技術
- ④ その他の関連技術

2.応募者の範囲

大学・高専・団体等

3.助成金額

令和2年度は助成件数約10件程度、助成金総額1,400万円を予定しております。

4.助成対象研究期間

助成の対象とする研究期間は令和2年10月より1年以内とします。

(研究期間が上記の期間を超える場合は、研究助成金交付申請書の4.に記載して下さい。)

5.応募方法

(1) 提出書類 研究助成金交付申請書 1部(様式Iによる)を提出願います。

1.研究のテーマ、9.研究の目的についてはE-mailでも送信願います。

(2) 提出期限 **令和2年7月20日(月)必着(厳守 締切後到着の申請書は返送します。)**

(3) 提出先および問合せ先 〒550-0001 大阪市西区土佐堀1-6-20

(公財)谷川熱技術振興基金 事務局

TEL/FAX: 06-6444-2120

E-mail: tanikawafund-0001@yahoo.co.jp

感染症予防対策により、事務局が常駐体制になっておりません。お問合せへの即時ご対応が出来ないことがございます。また、書類の発送は、普通郵便(速達含む)等の、直接ポスト投入可能なものでお願いします。

6.選考方法

(1) 研究助成選考委員会で選考いたします。

[選考委員 50音順 敬称略]

委員	架谷昌信	愛知工業大学特任教授	名古屋大学名誉教授
〃	香月正司	大阪大学名誉教授	
〃	佐藤順一	科学技術振興機構	上席フェロー
〃	横山伸也	東京大学名誉教授	

(2) 選考の過程で、研究計画の詳細について説明をお願いする場合があります。

(3) 選考の結果は、9月上旬に申請者宛ご連絡するとともに、関係新聞、協会誌などに発表いたします。採用された申請者には、決定通知と助成金交付の手続き書類を送付します。不採用案件につきましては、特に通知しません。

(4) 本財団の研究助成対象範囲に添わない研究テーマでの応募は、選考の対象外となりますので妥当性については、事前にお問い合わせ下さい。また、採否の事由は非公開とし、これに関する問い合わせにはお答えしません。

7.助成金の交付

- (1) 交付の時期および方法は、交付決定時に申請者と協議して定めます。
- (2) 助成金を交付する際には、後記 10.に記載の請書を提出していただきます。
- (3) 交付した助成金については、後記 10.(7)に該当する場合を除き返還の必要はありません。

8.研究成果の帰属

助成研究の実施過程において取得される工業所有権は助成研究者側に帰属します。

なお、研究成果の普及活用を図るという趣旨から、工業所有権などの実施許諾については公益に資することをふまえ協議に応じていただくようお願いいたします。

9.研究の内容および成果の公表

研究終了後に提出していただく報告書に基づき、当財団の機関誌に発表いたしますので、あらかじめご了承ください。

10.請書の内容

研究助成金の交付の際に、申請者または研究実施者から提出していただく請書の内容は、次のとおりです。

- (1) 研究助成は、「研究助成金交付申請書」記載内容に基づき実施する。
- (2) 助成研究の実施過程において、上記内容を変更する必要がある場合は、速やかに当財団に報告し協議する。
- (3) 助成研究が終了したときは、50 日以内に当財団に研究終了報告書を提出する。
- (4) 助成研究の内容および成果について、第一次研究概要報告書を令和 4 年 2 月末迄に提出する。また報告書内容を当財団の機関誌に掲載することを承諾する。
- (5) 助成研究の成果としての工業所有権については、研究成果の普及活用を図るという観点から、実施許諾について当財団との協議に応ずる。
- (6) 助成研究に関して論文などを発表する場合は、当財団の助成をうけた旨明記する。
- (7) 「研究助成金交付申請書」に記載した研究を実施しなかった場合は、助成金を返還する。
- (8) 帳簿を備え、助成研究に係る経理を他の経理と区別し、当財団から照会があった場合はこれに応ずる。
- (9) 本財団が研究施設への訪問を希望した場合は、可能な範囲で対応すること。

11.その他

過年度に助成対象とならなかった研究について、その進展に伴い再度ご応募いただいても結構です。

また、2 年もしくは 3 年にわたる研究の申請も受け付けますが、助成の採否は年度毎に決定しますので、2 年目 3 年目についてもその都度申請すること。

12.申請書記載上の注意点

申請書の書式、様式の変更、行の追加等を行わないでください。

内容は、様式に収まるようご記入いただき、必要ある場合は添付資料として別に追加してください。